

電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について

(趣旨)

令和2年3月2日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月12日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御検討を頂く。

1. 経緯

令和2年3月2日付で広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月12日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。（資料5－1及び5－2）

2. 変更の主な内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

(1) 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更

- 容量市場の導入直後の小売電気事業者に与える影響を緩和するべく、2010年度末以前に建設された発電設備等について、一定期間（2030年度まで）、発電事業者への容量市場からの支払額を一定の率で減額する経過措置を講じることになっているところ、アグリゲート電源については、複数の電源を組み合わせることで供給能力を提供するアグリゲーターとしての供給能力を評価するもので、個々の電源を評価するものではないことを踏まえ、経過措置の対象外と整理されたため、当該変更を行うもの。

(2) 東北東京連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する変更

- 従来の連系線利用ルールにおいては、連系線の増強工事等の費用の一部を負担した事業者（特定負担者）は、その負担額（特定負担額）に応じ、当該連系線を優先的に利用できることとなっており、東北東京間連系線の増強工事等における特定負担者の取扱いも同様とされていた。しかし、間接オークションが導入されたことに伴い、特定負担者は連系線の優先的な利用ができなくなっていたところ、国の審議会において、特定負担者は一定期間（40年もしくは電源の廃止日まで）、前日スポット市場における東京エリアと東北エリアのエリア間値差相当分を受け取ることができることと整理されたため、当該変更を行うもの。

(3) その他の変更

- 東京東北間連系線について、運用容量拡大のための短工期対策として実施した500kV 相馬双葉幹線と275kV いわき幹線の常時運用が2020年度から開始されることから、連系線の管理について、回り込み潮流を考慮したフェンス潮流にて管理するよう規定を変更するもの。

- ・東京中部間連系設備（F C）について、2021年3月（予定）から新たに飛騨信濃周波数変換設備が運用開始となることから、連系線の管理対象に追加するもの。 等

3. 認可申請に係る意見

変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会として、資料5－3及び5－4のとおり、当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

〔参考１〕 手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第２８条の４１第３項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第２８条の４６第１項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

〔参考２〕 関連条文

■ 電気事業法 (業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。
- 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更（経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）についても、同様とする。

- 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 内容が法令に違反しないこと。
 - 二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。
 - 三 不当に差別的でないこと。

3～4 (略)

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一～四 (略)

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

六～十三 (略)

2 (略)

■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(1) ～ (32) 略

(33) 第28条の4第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第28条の4第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合することとする。

(34) 第28条の4第6第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可

第28条の4第6第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の4第6第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添3)に適合することとする。

経済産業省

官 印 省 略
20200302資第28号
令和2年3月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

業務規程の変更認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

官 印 省 略
20200302資第29号
令和元年3月12日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

送配電等業務指針の変更認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項後段に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

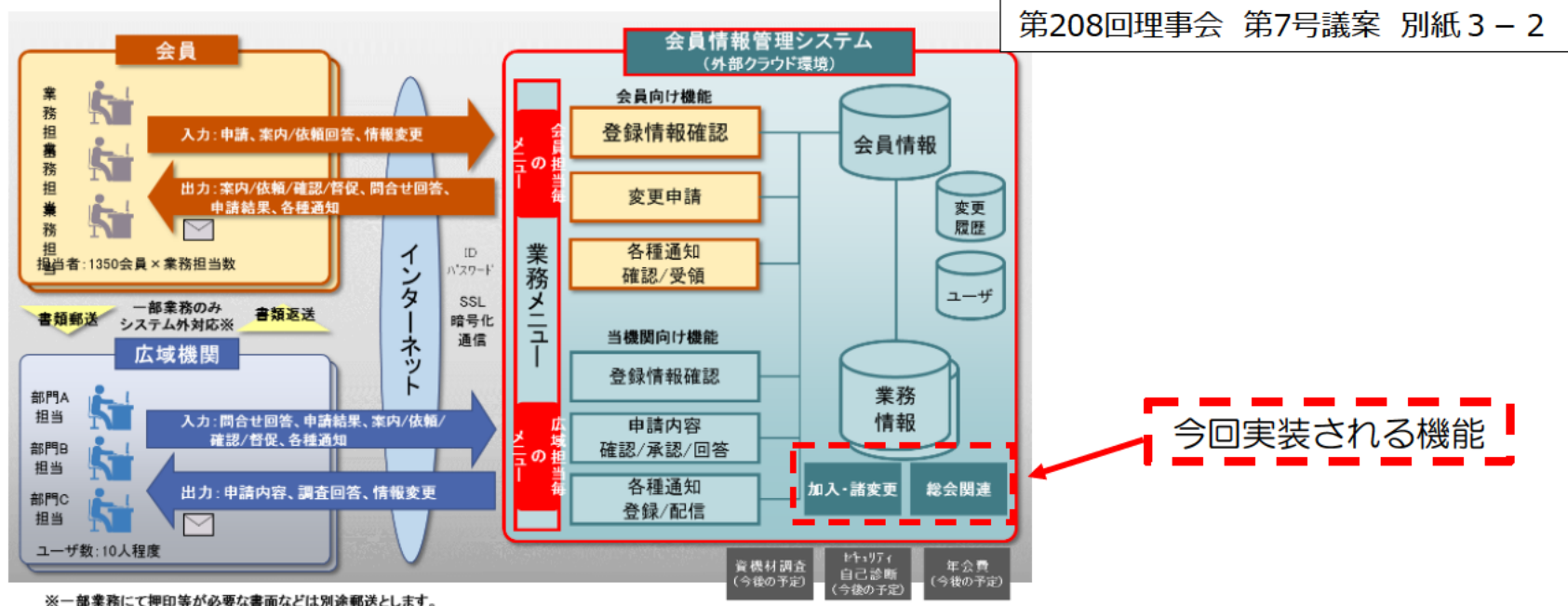
2019年12月11日

電力広域的運営推進機関

- 会員情報管理システムの導入による変更等のため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは、以下のとおりです。背景、変更内容については、それぞれの変更に
関するスライドにて説明します。
 1. 会員情報管理システムの導入による変更（定款）【スライド2～5】
 - ・ 会員の加入等手続及び総会における議決権行使方法に関する変更
 2. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更（業務規程）【スライド6～10】
 - ・ 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更
 3. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設（業務規程及び送配電等業務指針）【スライド11～26】
 - ・ 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する内容等を新たに規定
 4. その他の規定の変更（業務規程）【スライド27～38】
 - ・ 東北東京間連系線の管理方法及び東京中部間連系設備の対象設備の変更
 - ・ 容量市場関係規定の表現等の変更

1. 会員情報管理システムの導入による変更（定款）【スライド2～5】
 - 会員の加入等手続及び総会における議決権行使方法に関する変更
2. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更（業務規程）【スライド6～10】
 - 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更
3. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設（業務規程及び送配電等業務指針）【スライド11～26】
 - 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する内容等を新たに規定
4. その他の規定の変更（業務規程）【スライド27～38】
 - 東北東京間連系線の管理方法及び東京中部間連系設備の対象設備の変更
 - 容量市場関係規定の表現等の変更

- 広域機関においては、会員が広域機関への加入時又は加入後変更が生じた場合はその都度登録した情報を元に会員管理を行っています。
- 現行の定款の規定上、会員は書面により会員情報の変更の手続を行うこととなっておりますが、複数の会員より、書面による手続の煩雑さについてご指摘を頂いていました。
- こうした状況を踏まえ、会員の利便性向上等のため、広域機関の理事会において、必要な定款変更について総会の議決が得られることを前提として、2020年5月に会員情報管理システムを導入し、会員が行う広域機関への加入の手続、会員情報の変更の手続及び総会における議決権行使について、電磁的方法も可能とする旨を議決しております。

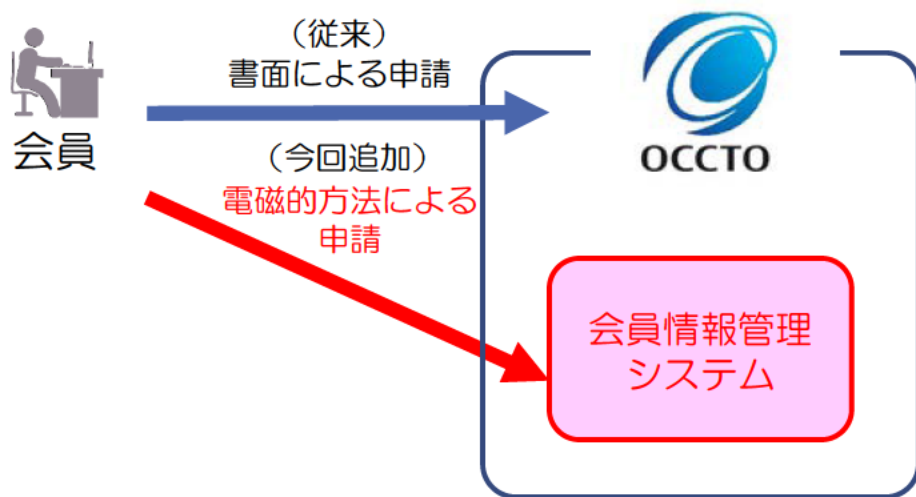


■ 定款の変更内容は、以下のとおりです。

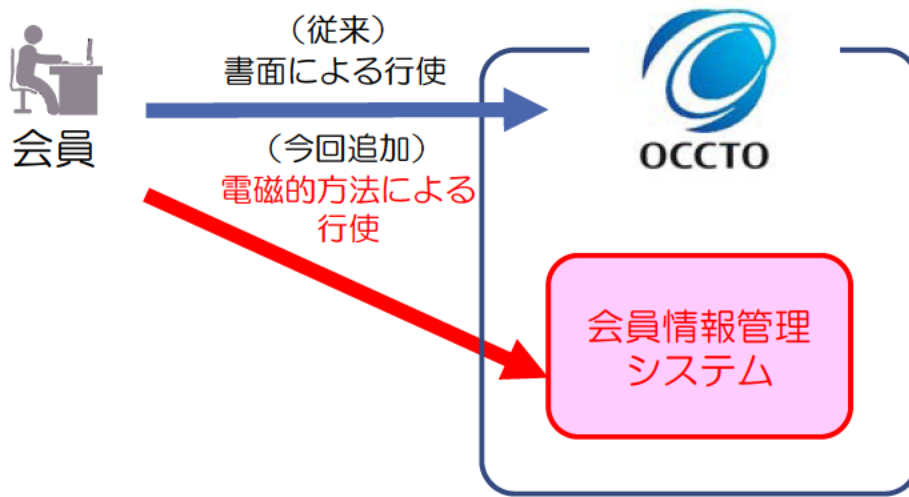
会員が行う以下の加入等手続及び議決権行使方法について、従来の書面による方法に加えて、電磁的方法も可能とする旨規定します。

- ・ 会員の加入の手続【定款第9条】（変更）
- ・ 会員情報の変更の手続【定款第11条】（変更）
- ・ 総会に出席しない会員の議決権行使【定款第25条】（変更）

加入・変更申請手続



総会における議決権行使の手続



(参考) 会員情報管理システムの導入による会員の加入等手続及び総会における議決権行使方法に関する変更 (新旧対照表: 定款) 5

【定款】

<変更前>

(加入)

第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の1第2項の規定により、本機関に対し書面で加入する手続をとらなければならない。

2 (略)

3 (略)

(会員の責務)

第11条 (略)

2 (略)

3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面で通知しなければならない。

- 一 前条第1項各号のいずれかに該当したとき
- 二 商号(名称を含む。)、本店所在地、代表者の氏名又は第8条に規定する電気事業者の区分に変更があったとき
- 三 電気事業者の子法人等若しくは親法人等となったとき又は電気事業者の子法人等若しくは親法人等でなくなったとき

(書面等による議決権の行使の方法)

第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面をもって、議決権を行使することができる。この場合、書面により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

2 (略)

3 (略)

【定款】

<変更後>

(加入)

第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の1第2項の規定により、本機関に対し書面又は電磁的方法で加入する手続をとらなければならない。

2 (略)

3 (略)

(会員の責務)

第11条 (略)

2 (略)

3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面又は電磁的方法で通知しなければならない。

- 一 前条第1項各号のいずれかに該当したとき
- 二 商号(名称を含む。)、本店所在地、代表者の氏名又は第8条に規定する電気事業者の区分に変更があったとき
- 三 電気事業者の子法人等若しくは親法人等となったとき又は電気事業者の子法人等若しくは親法人等でなくなったとき

(書面等による議決権の行使の方法)

第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面又は電磁的方法をもって、議決権を行使することができる。この場合、書面又は電磁的方法により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

2 (略)

3 (略)

1. 会員情報管理システムの導入による変更（定款）【スライド2～5】
 - 会員の加入等手続及び総会における議決権行使方法に関する変更
2. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更（業務規程）【スライド6～10】
 - 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更
3. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設（業務規程及び送配電等業務指針）【スライド11～26】
 - 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する内容等を新たに規定
4. その他の規定の変更（業務規程）【スライド27～38】
 - 東北東京間連系線の管理方法及び東京中部間連系設備の対象設備の変更
 - 容量市場関係規定の表現等の変更

- 小売電気事業者は、2020年度に予定されている容量市場の開設により、2024年度以降、それ以前は発電事業者から購入していた電力の価値の一部について、容量市場への容量拠出金として支払うこととなります。
- 容量市場の導入は中長期的に卸電力取引市場の取引価格（kWh価格）の安定化が期待できるため、導入しない場合と比較して、小売電気事業者の費用負担は増加しませんが、短期的には（容量市場の導入直後においては）、卸電力取引市場の取引価格に与える影響は限定的と考えられることから、卸電力取引市場で調達する小売電気事業者の費用負担が増加することが想定されます。
- このため、国の審議会において、容量市場の導入直後の小売電気事業者に与える影響を緩和するべく、2010年度末以前に建設された発電設備等について、一定期間（2030年度まで）、発電事業者への容量市場からの支払額を一定の率で減額する経過措置を講じることにより、小売電気事業者が支払う容量拠出金を減額させることが妥当と整理されました。必要な業務規程の変更は、評議員会及び総会の議決を経て、2019年7月、経済産業大臣の認可済みです。
- その後、経過措置対象電源としてのアグリゲート電源（複数の電源等を組み合わせた電源）の扱いについて詳細検討を進めた結果、2019年9月の第21回容量市場の在り方等に関する検討会において、アグリゲート電源は、複数の電源等を組み合わせて供給能力を提供するアグリゲーターとして供給能力を評価するものであり、個々の電源等を評価するものではないとの考えから、経過措置の対象となる電源は「安定電源」および「変動電源（単独）」とすることを追加整理しました。

■ 業務規程の変更内容は、以下のとおりです。

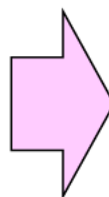
容量市場における経過措置対象となる電源を、「安定電源」および「変動電源（単独）」とする旨規定します。

【業務規程附則（令和元年7月1日）第3条】（削除）

【業務規程附則（令和 年 月 日）第7条】（新設）

<当初の整理>

電源等の区分	経過措置対象
安定電源	○
変動電源	○
発動指令電源	○



<今回の整理>

電源等の区分	経過措置対象
安定電源	○
変動電源（単独）	○
変動電源（アグリゲート）	—
発動指令電源（※）	—

※発動指令電源は、発電や需要を組み合わせることで供給力を提供することから、変動電源（アグリゲート）と同等のものと考えられることから、経過措置の対象外となります。

<変更前>

【業務規程】

附則（令和元年7月1日）

（経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出）

第3条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された~~発電設備等~~（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。

2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。

別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式

経過措置対象電源に係る容量確保契約金額の算出式	$\text{容量確保契約金額} = \text{容量確保契約容量} \times (1 - \text{控除率} \times 1) \times \text{約定価格}$
-------------------------	---

（※1）本機関が別途定める。



<変更後>

【業務規程】

附則（令和元年7月1日）

第3条 ~~削除~~

（変更の上、今回、附則第7条として新設します。
変更箇所は赤字下線となります。）

【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

附則(令和 年 月 日)

(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)

第7条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源(以下「経過措置対象電源」という。)に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。

一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源

二 送配電等業務指針第15条の4第1項第2号ア又はイに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源(ただし、複数の電源を組み合わせる場合は除く。)

2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。

別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式

経過措置対象電源に係る容量確保契約金額の算出式

容量確保契約金額 = 容量確保契約容量
× (1 - 控除率※1) × 約定価格

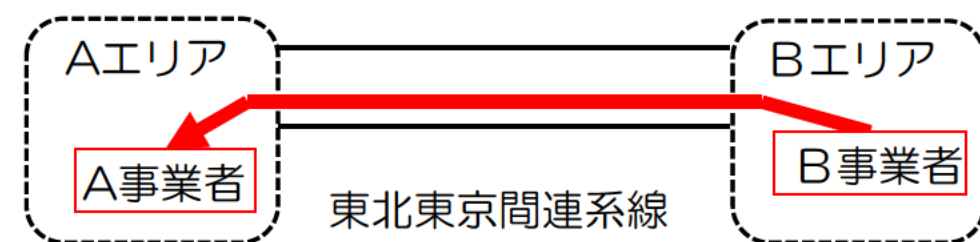
(※1) 本機関が別途定める。

(削除する規定から変更となった箇所は赤字下線となります。)

1. 会員情報管理システムの導入による変更（定款）【スライド2～5】
 - 会員の加入等手続及び総会における議決権行使方法に関する変更
2. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更（業務規程）【スライド6～10】
 - 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更
3. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設（業務規程及び送配電等業務指針）【スライド11～26】
 - 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する内容等を新たに規定
4. その他の規定の変更（業務規程）【スライド27～38】
 - 東北東京間連系線の管理方法及び東京中部間連系設備の対象設備の変更
 - 容量市場関係規定の表現等の変更

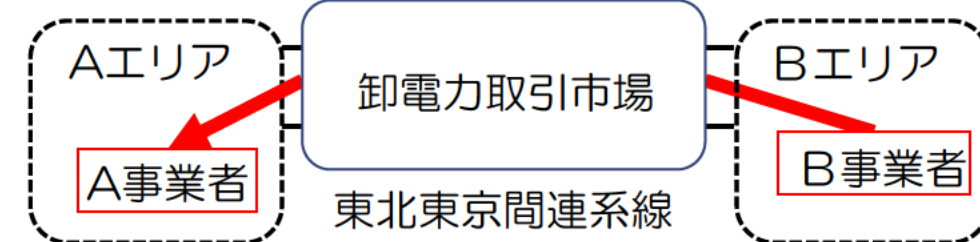
- 従来の連系線利用ルールにおいては、連系線の増強工事等の費用の一部を負担した事業者（特定負担者）は、その負担額（特定負担額）に応じ、当該連系線を優先的に利用できることとなっており、東北東京間連系線の増強工事等における特定負担者の取扱いも同様とされておりました。
- しかしながら、全ての連系線利用を卸電力取引市場を介して行う仕組み（「間接オークション」）が2018年10月に導入されたことに伴い、特定負担者は連系線の優先的な利用ができなくなりましたが、東北東京間連系線の増強工事等における特定負担者について、どのような特別な取扱いを行うかが引き続き検討課題となっておりました。
- このため、2019年2月、国の審議会において、「特定負担者に対しても一定期間において経過措置を決めた時と同等の取扱いを適用することが適当である」、「広域機関のルールに反映すること」などと整理され、それを受け、2019年4月、広域機関の検討会において、特定負担者の具体的な取扱いの詳細について整理しました。

（間接オークション導入前）



A事業者とB事業者が契約行為等により、特定負担額に応じ、市場を介さず当該連系線の優先的な利用が可能

（間接オークション導入後）



エリア間の電力のやり取りは、必ず卸電力取引市場を介すこととなったため、当該連系線の優先的な利用が不可能

■ 業務規程及び送配電等業務指針の変更内容は、以下のとおりです。

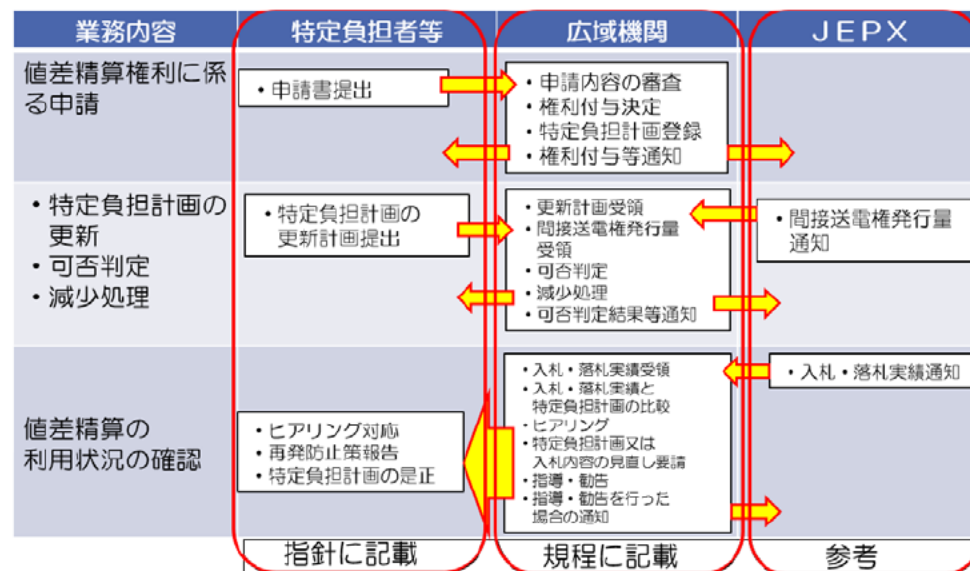
従来の連系線利用者（経過措置事業者）と同等の取扱いとして、東北東京間連系線の混雑発生時のエリア間値差の精算を行うため、特定負担計画の管理等、特定負担者の取扱いに関する内容等を規定します。

【業務規程附則（平成29年9月6日）第4条、第8条】（削除）

【業務規程附則（令和元年7月1日）第2条】（削除）

【業務規程附則（令和 年 月 日）第2条から第6条、
送配電等業務指針附則（令和 年 月 日）第2条から第6条】（新設）

（特定負担者の取扱いに関する業務フロー）



特定負担者の取扱いに関する業務フローに基づき、以下のとおり、条文を規定します。

内容	業務規程	送配電等業務指針
特定負担計画コード	—	附則第2条 特定負担計画コードの申請
特定負担計画の申請等	附則第2条 特定負担計画の管理	附則第3条 値差精算権利に係る申請
特定負担計画の更新	附則第3条 特定負担計画の更新	附則第4条 特定負担更新計画の提出
可否判定	附則第4条 経過措置可否判定及び特定負担可否判定	—
減少処理	附則第5条 減少処理	—
値差精算の利用状況の確認等	附則第6条 特定負担計画の確認	附則第5条 特定負担による値差精算の利用状況等の確認への対応
短工期対策の期間	—	附則第6条 短工期対策の特定負担者の取扱い期間

特定負担者の取扱いの考え方

- 広域機関における議論の結果、特定負担者の扱いとしては、従来の連系線利用者と同様に連系線利用登録を行うことができるはずであったことを踏まえると、特定負担者に対しても一定期間において経過措置を決めた時と同等の取扱いを適用することが適当であるとされた。
- 具体的な仕組みとしては、前日スポット市場において東京エリア価格が東北エリア価格よりも高い場合には、特定負担者はそのエリア間値差相当分を受け取る。
- 取扱い期間については、増強工事後の連系線の使用開始日又は電源の運転開始日のうち遅い日から電源の廃止日又は40年間経過した日のいずれか早い日までとなった。
- これらを踏まえて、広域機関等のルールに反映してはどうか。

(参考) 地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会において
「適当」と整理された特定負担に対する権利

16

	経過措置事業者	恒久対策の特定負担者	短工期対策の特定負担者
取扱いの内容	エリア間値差相当分の精算 ※エリア間値差による追加費用が発生した場合は当該額の補填を受ける、逆にエリア間値差により収益が発生した場合は当該額を戻し精算(いわゆる「オブリゲーション」方式) ※ 特定負担者の取扱いは東北東京間連系線(東京向)を対象とする。		
取扱いの対象容量	平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画を上限に申請された数値	費用負担に応じた容量	
取扱いの期間	2018年度～2025年度	増強工事後の連系線の使用開始日 又は電源の運転開始日のうち遅い日 から電源の廃止日又は40年間経過した日のいずれか早い日まで	短工期対策による増強工事後の連系線の使用開始日から(左記の)恒久対策による増強工事後の連系線の使用開始日の前日まで
取扱い対象者	原則として小売事業者(長期連系線利用計画を登録していた事業者)	恒久対策の特定負担者	短工期対策の特定負担者
転売・譲渡	エリア間値差相当分の精算の取扱いのみを権利化して転売・譲渡を行うことは認めない。 ※ 特定負担者の電源を第三者に売却・譲渡を行った場合、第三者に特定負担者の取扱いも承継される。 ※ 供給先事業者が確保できていない特定負担者が供給先事業者を確保した場合、当該供給先事業者が特定負担者の取扱いを承継させることができる。		
計画提出	前々日12時までに計画を提出する。計画の更新は減少更新のみとする。		
計画の中身	30分単位のkWh、ただし取扱いの対象容量以下であること。計画の中身は「計画の蓋然性」を求める。		
減少処理の順位	東北東京間連系線の減少処理は、経過措置、間接送電権、特定負担の順番で減少処理を行う。		
受電側の要件	受電側(小売事業者)の約定量が計画値未満の場合は、JEPXから事業者に補填する側の精算を行わない。		
送電側の要件	送電側(発電事業者)の入札量 ^(※1) が正当な理由なく ^(※2) 計画値未満の場合は、精算を停止する等の措置を取る。 送電側の発電計画の内訳は問わない。 (※1)送電者側の要件を「約定量」ではなく「入札量」としているのは、市場価格が限界費用未満となる不可抗力があり得るため。 (※2)「正当な理由」とは、例えば、前々日から前日にかけての発電機トラブル等を想定。		

(参考) 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設 (新旧対照表：業務規程) ①

17

【業務規程】

<変更前>

附則（平成29年9月6日）

（経過措置可否判定）

第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。ただし、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。

2 本機関は、経過措置可否判定にあたって、経過措置の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から、発行された間接送電権の量（以下「間接送電権発行量」という。）の通知を受ける。

3 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。

一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画

二 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理（附則第8条に定める。）を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画



【業務規程】

<変更後>

附則（平成29年9月6日）

第4条 削除

（変更の上、今回、附則第4条として新設します。
変更箇所は赤字下線となります。）

(参考) 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設 (新旧対照表：業務規程) ②

18

【業務規程】

<変更前>

附則（平成29年9月6日）

（減少処理）

第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過した場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値（但し、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する（以下「減少処理」という。）。

2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。

3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。



【業務規程】

<変更後>

附則（平成29年9月6日）

第8条 **削除**

（変更の上、今回、附則第5条として新設します。
変更箇所は赤字下線となります。）

附則（令和元年7月1日）

（東北東京間連系線等の増強工事の特定負担者の約定結果の確認）

第2条 本機関は、平成30年9月30日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系線のほか、関連する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者の前日スポット市場での取引結果について、卸電力取引所から通知を受けるとともに、その内容を確認する。

附則（令和元年7月1日）

第2条 **削除**

（変更の上、今回、附則第6条として新設します。
変更箇所は赤字下線となります。）

【業務規程】

＜変更前＞

(新設)

【業務規程】

＜変更後＞

附則（令和 年 月 日）

（特定負担計画の管理）

第2条 本機関は、東北東京間連系線等における増強工事または運用容量の拡大対策の特定負担による値差精算の対象となり得る者（以下本条においては「値差精算対象者」という。）から特定負担の値差精算の対象となる権利（以下「値差精算権利」という。）に係る申請の受け付けを行う。

2 本機関は、値差精算対象者から前項の申請を受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに通知する。

4 本機関は、前項の権利付与に伴い、特定負担による値差精算の対象となり得る計画（以下「特定負担計画」という。）を登録、管理するとともに、卸電力取引所に当該特定負担計画を通知する。

5 本機関は、第4条に定めるところにより特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定（以下「特定負担可否判定」という。）を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。

6 本機関は、特定負担可否判定の結果を、特定負担による値差精算の根拠となる値として、第2項の権利を付与された特定負担計画を有する者（以下「特定負担計画対象者」という。）及び卸電力取引所に通知する。



（削除する規定から変更となった箇所は赤字下線となります。）

(参考) 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設
(新旧対照表：業務規程) ④

20

【業務規程】

＜変更前＞

(新設)

【業務規程】

＜変更後＞

附則（令和 年 月 日）

（特定負担計画の更新）

第3条 本機関は、特定負担計画対象者から、随時、送配電等業務指針に定めるところにより、特定負担計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画（以下「特定負担更新計画」という。）の提出を受け付ける。

2 本機関は、特定負担更新計画の提出を受け付けた場合には、特定負担計画の値を当該特定負担更新計画の値に更新する。

3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、第2条第4項で登録した値を30分単位の値に変換して更新する。

【業務規程】

＜変更前＞

(新設)

【業務規程】

＜変更後＞

附則(令和 年 月 日)

(経過措置可否判定及び特定負担可否判定)

第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定(以下「経過措置可否判定等」という。)を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。

2 本機関は、経過措置可否判定等を行うに当たって、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から、発行された間接送電権の量(以下「間接送電権発行量」という。)の通知を受ける。また、経過措置可否判定等の結果、卸電力取引所により間接送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間接送電権発行量の通知を受ける。

3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号において減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から第2項において通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。

一 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画及び特定負担計画

二 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した経過措置計画及び特定負担計画

(削除する規定から変更となった箇所は赤字下線となります。)

(参考) 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設
(新旧対照表：業務規程) ⑥

22

【業務規程】

＜変更前＞

(新設)

【業務規程】

＜変更後＞

附則（令和 年 月 日）

（減少処理）

第5条 本機関は、前条第3項第2号の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値（ただし、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する。

2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。

3 本機関は、経過措置計画の登録時刻が遅い順に値を減少する。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。

4 本機関は、全ての特定負担計画を同順位として特定負担計画の値を減少する。

5 本機関は、同順位の経過措置計画及び同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の経過措置計画及び特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画及び特定負担計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。



（削除する規定から変更となった箇所は赤字下線となります。）

【業務規程】

＜変更前＞

(新設)

【業務規程】

＜変更後＞

附則（令和 年 月 日）

（特定負担計画の確認）

第6条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、特定負担計画に基づく値差精算の利用状況等を確認する。

一 本機関は、卸電力取引所から特定負担計画に係る入札実績（以下「特定負担入札実績」という。）の提出を受ける

二 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績を照合し、特定負担による値差精算の利用状況の確認を行う。

三 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、特定負担計画対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、特定負担計画対象者に対して、特定負担計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。

四 本機関は、前各号により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。

五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認めた場合も同様とする。

(参考) 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

24

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

附則（令和 年 月 日）

（特定負担計画コードの申請）

第2条 本機関は、東北東京間連系線等における増強工事または運用容量の拡大対策の特定負担による値差精算の対象となり得る者（以下本条及び次条においては「値差精算対象者」という。）が、値差精算権利を受けようとする場合、又は特定負担計画対象者が特定負担計画を第三者に承継する場合には、当該値差精算対象者又は当該第三者は、広域機関システムで使用する特定負担計画を特定する番号（以下「特定負担計画コード」という。）の発行を本機関に申請しなければならない。

2 本機関は、前項の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った値差精算対象者又は第三者に対し特定負担計画コードを発行する。

（値差精算権利に係る申請）

第3条 値差精算対象者が、値差精算権利の付与を受けようとする場合、本機関に値差精算権利に係る申請をしなければならない。

2 特定負担計画対象者は、前項に基づき申請した内容に変更が生じた場合、本機関に変更申請をしなければならない。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)



【送配電等業務指針】 <変更後>

附則(令和 年 月 日)

(特定負担更新計画の提出)

第4条 特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。

一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により特定負担計画の値が減少するとき

二 事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき

三 特定負担計画に対応する需要等の減少の見込み等により特定負担計画の値が減少するとき

四 その他特定負担計画の値が減少することが明らかになったとき

2 特定負担更新計画の提出期限は、特定負担による値差精算の対象日の前々日の12時までとする。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

附則(令和 年 月 日)

(特定負担による値差精算の利用状況等の確認への対応)

第5条 特定負担計画対象者は、特定負担による値差精算の利用状況等の確認を行うため、本機関が特定負担計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。

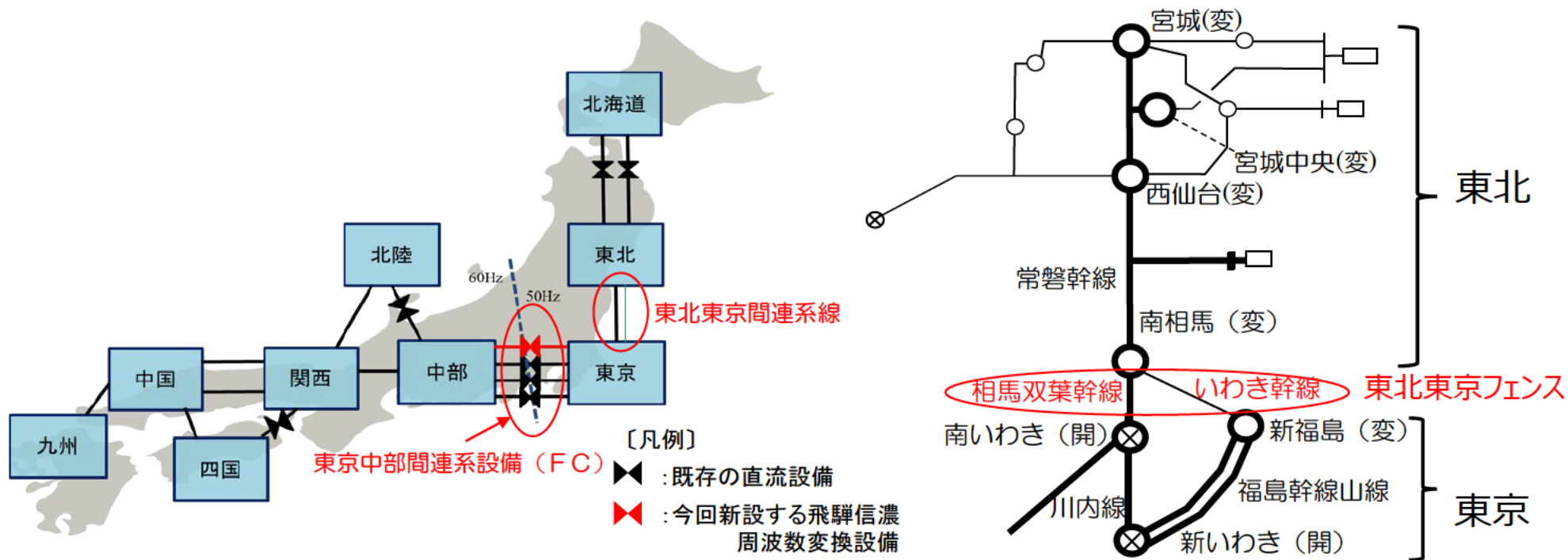
2 特定負担計画対象者は、本機関が将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。

(短工期対策の特定負担者の取扱い期間)

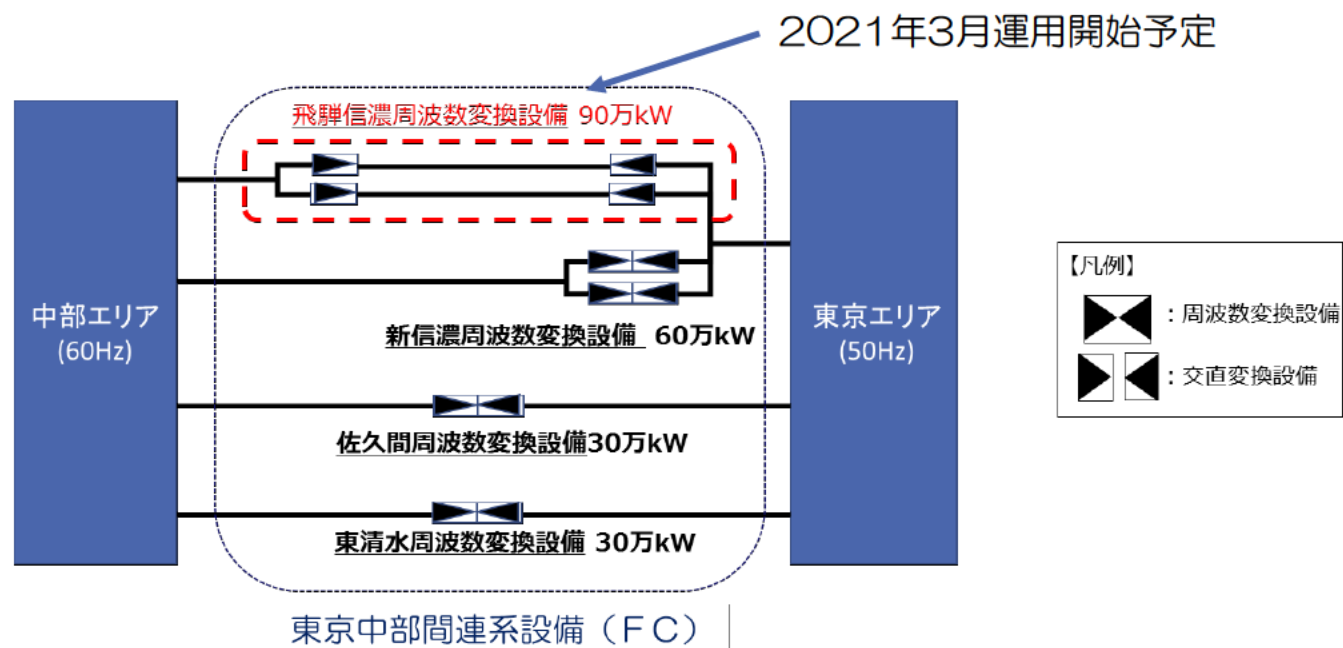
第6条 東北東京間連系線における運用容量の拡大対策(以下「短工期対策」という。)の特定負担者の取扱いの期間は、短工期対策後の使用開始日から増強工事後の東北東京間連系線の使用開始日の前日までとする。

1. 会員情報管理システムの導入による変更（定款）【スライド2～5】
 - 会員の加入等手続及び総会における議決権行使方法に関する変更
2. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更（業務規程）【スライド6～10】
 - 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更
3. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設（業務規程及び送配電等業務指針）【スライド11～26】
 - 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する内容等を新たに規定
4. その他の規定の変更（業務規程）【スライド27～38】
 - 東北東京間連系線の管理方法及び東京中部間連系設備の対象設備の変更
 - 容量市場関係規定の表現等の変更

- 東北東京間連系線については、運用容量拡大のための増強工事が行われておりますが、増強工事が終わるまでの間、拡大量は限定されるものの短期間で実施可能な対策により、常時、500kV相馬双葉幹線と275kVいわき幹線を用いた運用を可能とします。
- この運用を行うため、東北東京間連系線は、500kV相馬双葉幹線と275kVいわき幹線の潮流の合計値（フェンス潮流）で管理します。



- 東京中部間連系設備の運用容量拡大を目的とした、飛騨信濃周波数変換設備が2021年3月に運用開始となります。
- この運用開始以降、飛騨信濃周波数変換設備を、東京中部間連系設備の対象設備の一つとして管理します。



- 業務規程の変更内容は、以下のとおりです。
 - ・ 東京東北間連系線の管理方法を「東北東京フェンス潮流」として管理するよう規定します。
【業務規程別表10-1及び別表10-2】（変更）
 - ・ 東京中部間連系設備の対象設備として「飛騨信濃周波数変換設備」を、新たに追加します。
【業務規程別表10-1】（変更）

(参考) 東北東京間連系線の管理方法及び東京中部間連系設備の対象設備の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

31

【業務規程】

<変更前>

(連系線の管理)

第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備(※1)	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線(※1)	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線(※2)	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

(新設)

(※1) 中部北陸間連系設備および北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。

(※2) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「関中フェンス潮流」という。)により管理する。

【業務規程】

<変更後>

(連系線の管理)

第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線(※1)	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備(※2)	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線(※2)	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線(※3)	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

(※1) 東北東京間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「東北東京フェンス潮流」という。)により管理する。

(※2) 中部北陸間連系設備および北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。

(※3) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「関中フェンス潮流」という。)により管理する。

(参考) 東北東京間連系線の管理方法及び東京中部間連系設備の対象設備の変更 (新旧対照表：業務規程) ②

32

【業務規程】

<変更前>

(空容量の算出及び公表)

- 第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項に基づき算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。
- 2 連系線の空容量は、別表10-2に掲げる算出式に基づき、算出する。
- 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項に準じて空容量を算出し、公表する。

別表10-2 空容量の算出式

空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
----------------------------------	-----------------------------

- (※1) 空容量は、各連系線の潮流の方向ごとに個別に算出する。その際、算出式右辺の各構成要素についても、方向ごとに算出、管理する。
- (※2) 算出式におけるマージンの値は、第152条のマージン使用に係る計画潮流を控除して用いる。
- (※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第3項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。
- (※4) 広域周波数調整に必要となる容量は、その実施を決定した時点で、空容量から控除するものとする。
- (※5) 関西中国間連系線の空容量は、計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。
- (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。
- (※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。

【業務規程】

<変更後>

(空容量の算出及び公表)

- 第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項に基づき算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。
- 2 連系線の空容量は、別表10-2に掲げる算出式に基づき、算出する。
- 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項に準じて空容量を算出し、公表する。

別表10-2 空容量の算出式

空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7、 <u>※8</u>)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
--	-----------------------------

- (※1) 空容量は、各連系線の潮流の方向ごとに個別に算出する。その際、算出式右辺の各構成要素についても、方向ごとに算出、管理する。
- (※2) 算出式におけるマージンの値は、第152条のマージン使用に係る計画潮流を控除して用いる。
- (※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第3項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。
- (※4) 広域周波数調整に必要となる容量は、その実施を決定した時点で、空容量から控除するものとする。
- (※5) 関西中国間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、関中フェンス潮流の値とする。
- (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。
- (※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。

(※8) 東北東京間連系線の空容量算出に用いる計画潮流は、東北東京フェンス潮流の値とする。

1. 会員情報管理システムの導入による変更（定款）【スライド2～5】
 - 会員の加入等手続及び総会における議決権行使方法に関する変更
2. 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更（業務規程）【スライド6～10】
 - 容量市場における経過措置の対象となる電源に関する変更
3. 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設（業務規程及び送配電等業務指針）【スライド11～26】
 - 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する内容等を新たに規定
4. その他の規定の変更（業務規程）【スライド27～38】
 - 東北東京間連系線の管理方法及び東京中部間連系設備の対象設備の変更
 - 容量市場関係規定の表現等の変更

- 現行の業務規程の容量市場関係規定において、広域機関が容量オークションにおける電源等情報の登録および容量オークションへの参加を認めた事業者に対して、証明書を発行する等の行為を記載しております。
- 今回、これらの業務規程の容量市場関係規定の表現を、「登録が完了した旨を通知する」等、業務の目的により合わせた表現に変更します。

- 業務規程の変更内容は、以下のとおりです。

事業者が登録の申込み等が完了した場合の広域機関の業務について、「証明書の発行」から「登録が完了した旨を通知する」等への表現に変更します。

【業務規程第32条の9、第32条の14から第32条の16まで、第32条の22、第32条の23及び第32条の36】（変更）

<変更の内容>

	電源等情報の登録について	オークションへの参加について
変更前	電源等情報登録証明書の発行	オークション参加資格証明書の発行
変更後	電源等情報 <u>の登録が完了した旨を通知</u>	オークション <u>に参加できる旨を通知</u>

【業務規程】

＜変更前＞

(電源等情報の審査及び証明書の発行)

第32条の9 (略)

2 (略)

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報が登録された旨を証明する電源等情報の登録証明書 (以下「電源等情報登録証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。

4 (略)

(期待容量の登録申込みの受付)

第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。

(期待容量の審査及び証明書の発行)

第32条の15 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションの参加に必要な資格証明書 (以下「メインオークション参加資格証明書」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。



【業務規程】

＜変更後＞

(電源等情報の審査及び登録完了の通知)

第32条の9 (略)

2 (略)

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。

4 (略)

(期待容量の登録申込みの受付)

第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報の登録を完了した市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。

(期待容量の審査及び登録完了等の通知)

第32条の15 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションに参加できる旨を通知する。

<変更前>

【業務規程】

(応札の受付、変更、取消)

第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークション参加資格証明書を保有する市場参加資格事業者（以下「メインオークション参加資格事業者」という。）から応札を受け付ける。

2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオークション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。

3 (略)

4 (略)

(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の22 (略)

2 本機関は、第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。



<変更後>

【業務規程】

(応札の受付、変更、取消)

第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークションに参加できる市場参加資格事業者（以下「メインオークション参加資格事業者」という。）から応札を受け付ける。

2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6項に基づき通知された応札の上限容量を超えないものとする。

3 (略)

4 (略)

(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の22 (略)

2 本機関は、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。

【業務規程】

＜変更前＞

(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の23 (略)

2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークション参加資格証明書を発行する。

(差替先電源等情報の登録申込みの受付)

第32条の36 (略)

2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。



【業務規程】

＜変更後＞

(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の23 (略)

2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。

(差替先電源等情報の登録申込みの受付)

第32条の36 (略)

2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。

様式第 8 (第 10 条関係)

業務規程変更認可申請書

令和 2 年 3 月 2 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推
理事長 金本 良
住 所 東京都江

2-15

電気事業法第 28 条の 41 第 3 項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
経済産業大臣の認可を受けた日。
- 3 変更しようとする理由
容量市場における経過措置対象電源を変更する等のため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。



電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 2 年 2 月 1 日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 年 月 日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 <u>令和2年2月1日変更</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(電源等情報の審査及び<u>証明書の発行</u>) 第32条の9 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報が登録された旨を証明する電源等情報の登録証明書(以下「<u>電源等情報登録証明書</u>」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。 4 (略)	(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。 4 (略)
(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みが不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。
(期待容量の登録申込みの受付) 第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。	(期待容量の登録申込みの受付) 第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報の登録を完了した市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。
(期待容量の審査及び証明書の発行) 第32条の15 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションの参加に必要な資格証明書(以下「<u>メインオークション参加資格証明書</u>」という。)を当該市場参加資格事業者へ発行する。	(期待容量の審査及び登録完了等の通知) 第32条の15 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションに参加できる旨を通知する。
(応札の受付、変更、取消) 第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークション参加資格証明書を保有する市場参加資格事業者(以下「<u>メインオークション参加資格事業者</u>」という。)から応札を受け付ける。 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報(以下「<u>応札情報</u>」という。)は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオークション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。 3 (略) 4 (略)	(応札の受付、変更、取消) 第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークションに参加できる市場参加資格事業者(以下「<u>メインオークション参加資格事業者</u>」という。)から応札を受け付ける。 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報(以下「<u>応札情報</u>」という。)は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6項に基づき通知された応札の上限容量を超えないものとする。 3 (略) 4 (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)																																																																		
(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の22 (略) 2 本機関は、 <u>第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後</u> 、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。	(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の22 (略) 2 本機関は、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。																																																																		
(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23 (略) 2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークション参加 <u>資格証明書</u> を発行する。	(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23 (略) 2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに <u>参加できる旨を通知</u> する。																																																																		
(差替先電源等情報の登録申込みの受付) 第32条の36 (略) 2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、 <u>第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後</u> 、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。	(差替先電源等情報の登録申込みの受付) 第32条の36 (略) 2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。																																																																		
(連系線の管理) 第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。	(連系線の管理) 第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。																																																																		
別表10-1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道 ～ 東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr><tr><td>東北東京間連系線</td><td>東北 ～ 東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr><tr><td>東京中部間連系設備</td><td>東京 ～ 中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備</td></tr><tr><td>中部関西間連系線</td><td>中部 ～ 関西</td><td>三重東近江線</td></tr><tr><td>中部北陸間連系設備 (※1)</td><td>中部 ～ 北陸</td><td>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</td></tr><tr><td>北陸関西間連系線 (※1)</td><td>北陸 ～ 関西</td><td>越前嶺南線</td></tr><tr><td>関西中国間連系線 (※2)</td><td>関西 ～ 中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr><tr><td>関西四国間連系設備</td><td>関西 ～ 四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr><tr><td>中国四国間連系線</td><td>中国 ～ 四国</td><td>本四連系線</td></tr><tr><td>中国九州間連系線</td><td>中国 ～ 九州</td><td>関門連系線</td></tr></table>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備	中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備 (※1)	中部 ～ 北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備	北陸関西間連系線 (※1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線 (※2)	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線	別表10-1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道 ～ 東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr><tr><td>東北東京間連系線 (※1)</td><td>東北 ～ 東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr><tr><td>東京中部間連系設備</td><td>東京 ～ 中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備</td></tr><tr><td>中部関西間連系線</td><td>中部 ～ 関西</td><td>三重東近江線</td></tr><tr><td>中部北陸間連系設備 (※2)</td><td>中部 ～ 北陸</td><td>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</td></tr><tr><td>北陸関西間連系線 (※2)</td><td>北陸 ～ 関西</td><td>越前嶺南線</td></tr><tr><td>関西中国間連系線 (※3)</td><td>関西 ～ 中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr><tr><td>関西四国間連系設備</td><td>関西 ～ 四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr><tr><td>中国四国間連系線</td><td>中国 ～ 四国</td><td>本四連系線</td></tr><tr><td>中国九州間連系線</td><td>中国 ～ 九州</td><td>関門連系線</td></tr></table>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線 (※1)	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備	中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備 (※2)	中部 ～ 北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備	北陸関西間連系線 (※2)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線 (※3)	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備																																																																	
中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備 (※1)	中部 ～ 北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備																																																																	
北陸関西間連系線 (※1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線 (※2)	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																	
東北東京間連系線 (※1)	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備																																																																	
中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備 (※2)	中部 ～ 北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備																																																																	
北陸関西間連系線 (※2)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線 (※3)	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	
	(※1) 東北東京間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流 (以下「東北東京フェンス潮流」という。)																																																																		

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)								
(※1) 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。 (※2) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流（以下「関中フェンス潮流」という。）により管理する。	により管理する。 (※2) 中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。 (※3) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内でのルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流（以下「関中フェンス潮流」という。）により管理する。								
(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画における運用容量を算出する。 4 (略) 5 本機関は、月間、週間、翌々日及び翌日以降運用容量の各断面について、別表12-1(d)に定める公表時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。	(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。 4 (略) 5 本機関は、運用容量について、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。								
(マージンの設定及び更新の考え方の公表) 第128条 (略) 2 (略) 3 本機関は、マージンの設定の考え方にに基づき、長期、年間及び翌々日におけるマージンを設定し、別表12-1(d)に定める公表時期までに、これを公表する。	(マージンの設定及び更新の考え方の公表) 第128条 (略) 2 (略) 3 本機関は、マージンについて、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、マージンの設定の考え方にに基づき、その値を設定し、公表する。								
(マージンの算出) 第129条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、マージンの設定の考え方にに基づき、別表12-1(d)に定める公表時期までに、翌々日のマージンの値を算出する。	(マージンの算出) 第129条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 本機関は、マージンについて、別途公表している「表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期」に定める公開時期までに、マージンの設定の考え方にに基づき、その値を算出する。								
(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 (略) 別表10-2 空容量の算出式 <table border="1"> <tr> <td>空容量算出式</td><td></td></tr> <tr> <td>(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td><td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td></tr> </table> (※1) (略) (※2) (略) (※3) (略)	空容量算出式		(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流	(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 (略) 別表10-2 空容量の算出式 <table border="1"> <tr> <td>空容量算出式</td><td></td></tr> <tr> <td>(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7、※8)</td><td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td></tr> </table> (※1) (略) (※2) (略) (※3) (略)	空容量算出式		(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7、※8)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
空容量算出式									
(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流								
空容量算出式									
(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7、※8)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流								

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(※4) (略) (※5) 関西中国間連系統の空容量は、計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。 (※6) (略) (※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。	(※4) (略) (※5) 関西中国間連系統の空容量算出に用いる計画潮流は、関中フェンス潮流の値とする。 (※6) (略) (※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。 (※8) 東北東京間連系統の空容量算出に用いる計画潮流は、東北東京フェンス潮流の値とする。
附則 (平成28年7月11日) <u>(供給区域別の供給実績の公表)</u> 第2条 本機関は、第168条別表12-1(b)に定めるもののうち供給区域別の需要実績及び供給実績の公表については、広域機関システム及び一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。	附則 (平成28年7月11日) 第2条 削除
附則 (平成29年9月6日) <u>(経過措置可否判定)</u> 第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。ただし、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。 2 本機関は、経過措置可否判定にあたって、経過措置の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から、発行された間接送電権の量(以下「間接送電権発行業」という。)の通知を受ける。 3 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。 一 各連系統に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系統の空容量の値から間接送電権発行業の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画 二 各連系統に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系統の空容量の値から間接送電権発行業の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理(附則第8条に定める。)を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画	附則 (平成29年9月6日) 第4条 削除
<u>(減少処理)</u> 第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系統に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系統の空容量の値から間接送電権発行業の値を減じた値を超過した場合には、当該各連系統に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系統の空容量の値から間接送電権発行業の値を減じた値(但し、値が負の場合はゼロ)まで経過措置計画の値を減少する(以下「減少処理」という。) 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	第8条 削除
附則 (令和元年7月1日) <u>(東北東京間連系統等の増強工事の特定負担者の約定結果の確認)</u> 第2条 本機関は、平成30年9月30日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系統のほか、関連する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者の前日スポット市場での取引結果について、卸電力取引所から通知を受けるとともに、その内容を確認する。	附則 (令和元年7月1日) 第2条 削除

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)												
附則 (令和元年 7 月 1 日) <u>(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)</u> 第 3 条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2 0 1 0 年度末以前に建設された発電設備等(以下「経過措置対象電源」という。)に関しては、別表 1 に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 2 別表 1 の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2 0 3 0 年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。 別表 1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式 <table><tr><td>経過措置対象電源の容量</td><td>容量確保契約金額</td><td>=</td><td>容量確保契約容量</td><td>×</td><td>(1</td></tr><tr><td>確保契約金額算出式</td><td>ー 控除率※1)</td><td>×</td><td>約定価格</td><td></td><td>)</td></tr></table> (※1) 本機関が別途定める。	経過措置対象電源の容量	容量確保契約金額	=	容量確保契約容量	×	(1	確保契約金額算出式	ー 控除率※1)	×	約定価格		)	附則 (令和元年 7 月 1 日) 第 3 条 削除
経過措置対象電源の容量	容量確保契約金額	=	容量確保契約容量	×	(1								
確保契約金額算出式	ー 控除率※1)	×	約定価格		)								
(新設)	附則 (令和 年 月 日) <u>(施行期日)</u> 第 1 条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。												
(新設)	<u>(特定負担計画の管理)</u> 第 2 条 本機関は、東北東京間連系線等における増強工事又は運用容量の拡大対策の特定負担による値差精算の対象となり得る者(以下、この条において「値差精算対象者」という。)から特定負担の値差精算の対象となる権利(以下「値差精算権利」という。)に係る申請の受付を行う。 2 本機関は、値差精算対象者から前項の申請を受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。 4 本機関は、前項の権利付与に伴い、特定負担による値差精算の対象となり得る計画(以下「特定負担計画」という。)を登録し、管理するとともに、卸電力取引所に当該特定負担計画を通知する。 5 本機関は、附則第 4 条に定めるところにより特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定(以下「特定負担可否判定」という。)を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。 6 本機関は、特定負担可否判定の結果を、特定負担による値差精算の根拠となる値として、第 3 項の権利を付与された特定負担計画を有する者(以下「特定負担計画対象者」という。)及び卸電力取引所に通知する。												
(新設)	<u>(特定負担計画の更新)</u> 第 3 条 本機関は、特定負担計画対象者から、随時、送配電等業務指針に定めるところにより、特定負担計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画(以下「特定負担更新計画」という。)の提出を受け付ける。 2 本機関は、特定負担更新計画の提出を受け付けた場合には、特定負担計画の値を当該特定負担更新計画の値に更新する。 3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第 4 項で登録した値を 3 0 分単位の値に変換して更新する。												

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(経過措置可否判定及び特定負担可否判定) 第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定（以下「経過措置可否判定等」という。）を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。 2 本機関は、経過措置可否判定等を行うに当たって、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から発行された間接送電権の量（以下「間接送電権発行量」という。）の通知を受ける。また、経過措置可否判定等の結果、卸電力取引所により間接送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間接送電権発行量の通知を受ける。 3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号において減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項において通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。 一 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての経過措置計画及び特定負担計画 二 各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 当該経過措置計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した経過措置計画及び特定負担計画
(新設)	(減少処理) 第5条 本機関は、前条第3項第2号の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間接送電権発行量の値を減じた値（ただし、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する。 2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。 3 本機関は、経過措置計画の登録時刻が遅い順に値を減少する。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。 4 本機関は、全ての特定負担計画を同順位として特定負担計画の値を減少する。 5 本機関は、同順位の経過措置計画及び同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の経過措置計画及び特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画及び特定負担計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。
(新設)	(特定負担計画の確認) 第6条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、特定負担計画に基づく値差精算の利用状況等を確認する。 一 本機関は、卸電力取引所から特定負担計画に係る入札実績（以下「特定負担入札実績」という。）の提出を受ける。 二 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績を照合し、特定負担による値差精算の利用状況の確認を行う。 三 本機関は、特定負担計画と特定負担入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、特定負担計画対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、特定負担計画対象者に対して、

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)		
	特定負担計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。 四 本機関は、前各号により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認めた場合も同様とする。		
(新設)	(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出) 第7条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源 二 送配電等業務指針第15条の4第1項第2号ア又はイに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源（ただし、複数の電源を組み合わせる場合は除く。） 2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。 別表1 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式 <table border="1" data-bbox="1220 782 2049 853"> <tr> <td>経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式</td><td> $\text{容量確保契約金額} = \text{容量確保契約容量} \times (1 - \text{控除率※1}) \times \text{約定価格}$ </td></tr> </table> (※1) 本機関が別途定める。	経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	$\text{容量確保契約金額} = \text{容量確保契約容量} \times (1 - \text{控除率※1}) \times \text{約定価格}$
経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	$\text{容量確保契約金額} = \text{容量確保契約容量} \times (1 - \text{控除率※1}) \times \text{約定価格}$		

様式第 12（第 13 条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

令和 2 年 3 月 2 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進

理事長 金本 良

住 所 東京都江

2 - 1 5

電気事業法第 28 条の 46 第 1 項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
経済産業大臣の認可を受けた日。
- 3 変更しようとする理由
東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いを規定するため。
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。



電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 2 年 2 月 1 日変更	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 年 月 日変更
送配電等業務指針	送配電等業務指針
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更	(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年5月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 <u>令和2年2月1日変更</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
附則 (平成28年7月11日) <u>(需給関連情報 (需給実績) の公表)</u> 第2条 <u>一般送配電事業者は、別表13-1 (f) に定める需給関連情報 (需給実績) の公表については、一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。</u>	附則 (平成28年7月11日) 第2条 <u>削除</u>
(新設)	<u>附則 (令和 年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 <u>本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u>
(新設)	<u>(特定負担計画コードの申請)</u> 第2条 <u>本機関は、東北東京間連系統等における増強工事又は運用容量の拡大対策の特定負担による値差精算の対象となり得る者 (以下、この条及び次条において「値差精算対象者」という。) が、値差精算権利を受けようとする場合又は特定負担計画対象者が特定負担計画を第三者に承継する場合には、当該値差精算対象者又は当該第三者は、広域機関システムで使用する特定負担計画を特定する番号 (以下「特定負担計画コード」という。) の発行を本機関に申請しなければならない。</u> 2 <u>本機関は、前項の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った値差精算対象者又は第三者に対し特定負担計画コードを発行する。</u>
(新設)	<u>(値差精算権利に係る申請)</u> 第3条 <u>値差精算対象者は、値差精算権利の付与を受けようとする場合、本機関に値差精算権利に係る申請を行わなければならない。</u> 2 <u>特定負担計画対象者は、前項に基づき申請した内容に変更が生じた場合、本機関に変更申請を行わなければならない。</u>
(新設)	<u>(特定負担更新計画の提出)</u> 第4条 <u>特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。</u> 一 <u>電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により特定負担計画の値が減少するとき</u> 二 <u>事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき</u> 三 <u>特定負担計画に対応する需要等の減少の見込み等により特定負担計画の値が減少するとき</u> 四 <u>その他特定負担計画の値が減少することが明らかになったとき</u> 2 <u>特定負担更新計画の提出期限は、特定負担による値差精算の対象日の前々日12時までとする。</u>
(新設)	<u>(特定負担による値差精算の利用状況等の確認への対応)</u> 第5条 <u>特定負担計画対象者は、特定負担による値差精算の利用状況等の確認を行うため、本機関が特定負担計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。</u> 2 <u>特定負担計画対象者は、本機関が将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<u>(短工期対策の特定負担者の取扱い期間)</u> <u>第6条 東北東京間連系線における運用容量の拡大対策（以下「短工期対策」という。）の特定負担者の取扱いの期間は、短工期対策後の使用開始日から増強工事後の東北東京間連系線の使用開始日の前日までとする。</u>

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

業務規程の変更認可について（回答）

令和2年3月12日付け20200302資第28号により貴職から当委員会に意見を求められた業務規程の変更認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

送配電等業務指針の変更認可について（回答）

令和2年3月12日付け20200302資第29号により貴職から当委員会に意見を求められた送配電等業務指針の変更認可については、認可することに異存はありません。